

# 『尾張国解文』の研究

— 古文書における表現方法の基本的原則を求めて (一) —

三 保 忠 夫

序

資料

(各 説)

副詞、接続詞の類

本稿の結

序

今日、「古文書」と称される文献がどれだけ伝存しているかについては、未だ、明白でない。その、およそのところさえも把握されていないようである。伝存する量あまりにも龐大であり、ために、その計測も容易でないというのが実情であろうか。従つ

て、その「言語量」もまた、龐大な数字にのぼるであらうと推測される。

従来、こうした古文書の言語研究は等閑視されてきたようである。仮名書き文書による、すぐれた音韻研究、文法研究、方言研究などがなくはない。だが、古文書という分野における仮名書き文書の数量は、決して多くない。仮名書き文書によつてのみ有

然るに、<sup>（註）</sup>「漢字」を「漢字」として認める。

古文書は、基本的には「漢字」で綴られ、作成されている。従って、古文書の言語の本質的な研究を意図すれば、この基本的な文書群を対象としなければならぬであろう。ところが、従来、二うした文体の古文書は、容易に「よめぬ」とされてきた。否、古文書学や国史学などの立場からすれば「よめる」とされ、その基礎的資料として活用されてきた。

「よめぬ」としてきたのは日本語研究者であった。確かに、「よめぬ」ところは多い。だが、公家の日記類他の和化漢文（変体漢文）、あるいは、記録語の研究の進展してきた昨今の情勢<sup>（註）</sup>からすると、古文書は、かなり「よめる」のではなからうか。即ち、古文書においても、その個々の漢字は、それなりに一定のことば——和語なり漢語なり——を表わしている、という傾向が認められるように思うのである。とはいっても、古文書においては、様々の「様式」や「作成手続き」が、非常に大きな意味をもっている。その文体も一律でなく、公家の日記類を考察する以上の配慮が必要である。かつ、日記類は、原則として自身のための筆録であるが、古文書は、

訴えかける。特定の対象（相手）をもっている。その表現方法は、日記類以上に複雑であり、多様であるようにみうけられる。

古文書の言語研究は、語彙、文体、構文法、表現法、字体、その他、いずれを対象とする場合であっても、まずは、個々の漢字を「よむ」ことから出発する。今回は、この「よむ」ことを試みたい。

## 資料

古文書と称される文献は、要用のみを述べることが多く、そのため、短文で終るものも少なくない。しかし、今回の目的のためには、できるだけ長文のものが望ましい。これには、特定の莊園文書とが、一連の手継（次）文書とかに限定して考察する方法もあるが、本稿では、単一の一文書、尾張國解文<sup>（註）</sup>を取り上げたい。

尾張國解文とは、永延二年（九八八）、尾張國の郡司、百姓らが、国守藤原元命の暴政を三十一ヶ条に列挙し、朝廷に訴え出て善処を求めた訴状である。平安時代の歴史を考察する場合、看過できな

い貴重な文献であること、ここに申し述べざるまでもない。

この解文は、巻首に「尾張国郡司百姓等解 申請 官裁事」とある。「古文書」である。その文章は「立派な漢文句調」の「名文」であると評され、<sup>(注3)</sup>「たぎ」た。確かに、この解文は修辭にすぐれ、四六駢儷体や美辭麗句を駆使している。しかし、その基調となつてゐる文体は漢文体ではなく、和化漢文（変体漢文、記録体とも）であると認められる。

この解文の、文体、語彙、また、所用の文字などについての検討は、まだ、十分に行なわれていないようである。訴状として、あるいは、解文として、その作成者は、一体、どのような「表現の方法」を用いてゐるのであるか。本稿はこれをテーマとし、その視点として用字法の分析、特に類義字の検討を行なつてみたい。類義字間における意味（「よみ」）、用法の緊張関係、即ち、「類義字の訓み分け」の考察<sup>(注3)</sup>については、他の文献によつて試みられたものがある。本稿は、それらとも密接に関係する。しかし、当面は、この解文の用字法の帰納、分析を第一とし、それらとの比較、照合は次の段階とする。古文書における表現方法の、その基本的原則の一端でも把握

できれば幸いであるが、何分にも多くの紙面を要するので、便宜上、これを次のような四類に分ち、本稿では、そのCだけについて述べることにする。

A 名詞の類

B 動詞、形容詞の類

C 副詞、接続詞の類

D 助動詞、助詞の類

右は便宜的な分類であつて、たとえば、副詞について述べる項目中であつても、関連する動詞や形容詞、助動詞などに言及することも少なくない。

この解文の翻字本文として、比較的新しいところでは左記があり、

○ 弥永貞三（翻字）「尾張国郡司百姓等解」、

「新編一宮市史」、第六卷所収、五九九頁（六四〇頁（昭和四十五年、一宮市長発行）。

○ 竹内理三編「平安遺文 古文書編」、第二卷、四七三頁（四八五頁（昭和五十一年、東京堂出版刊）。

○ 竹内理三校訂「尾張国郡司百姓等解」、<sup>4</sup>曰本思想大系 古代政治社会思想』所収、二五三頁（二六七頁（昭和五十四年、岩波書店刊）。

また、総合的な研究書として次がある。

○ 阿部猛著『尾張国解文の研究』、昭和四十六年、大原新生社刊。

この書の「はしがき」には、次のようにある。

本書は三部より成る。第一部は「本文」で、諸本校合の結果を示し、第二部は「訓読と註解」で、逐条、先ず本文を読み下し、次いで註解を施した。第三部は「解説」とし、尾張国解文研究史と、「解文」の解説を兼ねて、その背景を成す十世紀の地方政治の略説を付した。また、郡司・百姓らによる国司弾劾、襲撃・殺傷事件、およびそれに類する事件の史料を参考として付載した。(同書「はしがき」、六頁)

ここで校合に用いられた諸本とは、主に次のようなものである。本稿でも、まま言及するので列挙しておく。

(1)、宝生院本(真福寺本) (底本)

正中二年(一三二五)写、首部を欠く。

(2)、井上恒一氏旧蔵早稲田大学本(井上本)

弘安四年(一八二一)写、第十四条末尾から、第十五条(第三十条の全文と、第三十一条の一部を欠く。

(3)、東京大学史料編纂所本(応長本)

応長元年(一三一一)写、首部より第一条(第四条の全文と、第五条の一部を欠く。

(4)、史籍集覧本

文和二年(一三五三)の写本による。首尾そろつた欠文のない完本である。

本稿は、阿部博士の著書より多大の恩恵を蒙った。以下に引用する用例も、同書の本文によることとし(但し、句読点は私意による)、また、同書の註解を引用するにつき、それとわかる場合は書名を省略し、ページだけを示すこともある。

右の他、参考文献として左記がある(遺漏があれば、今後、補訂していきたい)。

○ 『世界歴史事典』22 史料篇・日本 (昭和三十年、平凡社刊)

三十一ヶ条の事書(項目)を部分的に読み下し、列記している。簡単な註解がある(川崎康之、担当)。

○ 『図説日本文化史大系』別巻 (昭和三十三年、小学館刊。昭和四十四年九月、改訂新版) 前文と第一条と後文とは全体を、その他の条

は事書の部分のみを読み下している（編集委員代表、児玉幸多）。

○ 史料による日本の歩み 古代編<sup>□</sup>（昭和三十五年、吉川弘文館刊）

事書の部分に返り点、送り仮名を付している（関晃、井上光貞、児玉幸多、編集）。

○ 図説日本の歴史<sup>□</sup>（昭和四十九年、集英社刊）

諸本の写真を掲げ、各条について解説を行なっている（弥永貞三、担当）。

なお、名古屋大学国史学研究室では、諸本考訂を中心に研究がすすめられている由であるが、本稿の中心においては、阿部博士の本文に依拠し、異文の詳細については言及しないこととする。

付、以下、<sup>□</sup>色葉字類抄<sup>□</sup>を引用するにつき、その合点（右肩に斜線）は、\*印に代える。また、用例の末尾に、（八）とか（三十）とかとある類は条数を示す。

注

① 大体のところは左記によって窺えよう。

峰岸明「記録体」、<sup>□</sup>岩波講座日本語10 文  
体<sup>□</sup>所収、昭和五十二年九月、岩波書店刊。

② 吉村茂樹「尾張国解文の成立についての一考察」、<sup>□</sup>歴史地理<sup>□</sup>第五十八卷第三号、昭和六年、二一九頁。

同「史料解説尾張国郡司百姓等解文」、<sup>□</sup>歴史教育<sup>□</sup>第五卷第六号、昭和三十二年、六一頁。  
阿部猛博士の後掲書、二三八頁、二五四頁。

③ 小林芳規「上代における書記用漢字の訓の体系」、<sup>□</sup>国語と国文学<sup>□</sup>、昭和四十五年十月。

同「国語史料としての高山寺本古往来」、<sup>□</sup>高山寺本古往来 表白集<sup>□</sup>所収、昭和四十七年三月、東京大学出版会刊。

同「将門記における漢字の用法——和化漢文とその訓詁との相関の問題——」、<sup>□</sup>日本漢文学史論考<sup>□</sup>所収、昭和四十九年十一月、岩波書店刊。

同「平城宮木簡の漢字用法と古事記の用字法」、<sup>□</sup>石井庄司博士喜寿記念論集上代文学考究<sup>□</sup>所収、昭和五十三年五月、塙書房刊。

同「古事記音訓表（下）」、<sup>□</sup>文学<sup>□</sup>、昭和五十四年十一月。

(4)

日本歴史学会編『地方史研究の現状』2 中  
部・近畿編 昭和四十五年六月、吉川弘文館刊、  
一七二頁。

(各説)

副詞、接続詞の類

- (1) 曾 都 惣 全
- (2) 悉 咸 尽 竭
- (3) 更 還 歸 (又 亦)
- (4) 而 然 而 然
- (5) 既 已
- (6) 則 即
- (7) 暗 空
- (8) 唯 只 但
- (9) 遂 終
- (10) 猶 尚 貴
- (11) 并 並
- (12) 竊 偷
- (13) 恣 擅

- (14) 將 方
- (15) 僅 纔
- (16) その他

(1) 曾 都 惣 全

「曾」、「都」、「惣」は、下に否定語を伴ない、それか  
れ、「かつて」、「すべて」という和語を表わして  
いる。

○ 爰郡司百姓等、雖經愁不安之由於国底、弥施鳥  
惡之政、曾無裁報之心、(八)

○ 右、国内雖有重役、莫過於馭伝之徑、(中略)、  
但一馭新田十二町、伝馬新田十六町、都年新田

五十二町也、而当任守元命朝臣、三箇年而收納  
曾無下符、国土經營莫過於斯、(十一)

○ 加之、擔夫痛躑、泥都鄙之中間、負馱抽肩、蹇  
遠遠之路頭、此外子姪郎徒、面々借取所々費、

甚以巨多也、雖触愁不安之由、曾無寬宥之心、  
勅科笞杖之罪、更棄蒲鞭之政、(二十三)

第一例、三例は文脈も類似している。第二例は、  
支給すべき馭田折と伝馬折とを下付しなかつたとい  
うもの。これらは、「かねて」、「今まで」、「かつ  
いぞ」といった意味で用いられているが、已に、「

全く、「全然」と解することもできそうである。「都」については次の例がある。

○就中馬津渡、是海道第一之難処、官使上下之留連処也、爰大勢之船被買渡者、為郡司百姓何有、事煩哉、而乍立用於官帳、都無其心、兼不蒙官裁者、若致不意之恐歎、(十九)

正税帳には支出済としながら、船を全然買ひ備えようとはしないとの意で、古訓には「スヘテ」(室生院本、応長本)とあるが、阿部博士は、

曾て。「すべて」と訓むのを通例とするが、前後の文意から採らない。(一六五頁、註解二)

として、これを「がつて」と読解すべしとされた。後述の「都」は、すべてと解釈しておられるところから推せば、この「前後の文意」とはその陳述副詞としての用法をさしておられるようであるが、しか

し、右は、古訓のようにすべてと解すべきであろう。というより、「都」字は和語の「すべて」を表記しているであろう。否定語を伴わない、次の二例も同様である。

○但一駄新田十二町、伝馬新田十六町、都年新田五十二町也、(十一、右に既出)  
○右、件使等毎郡巨多也、所責取土毛供給、正物

之外已以三倍、(中略)、此外亦号固定、段別所勘納米一升二合、以不法斗升收件米、如此費都在於田堵百姓等、(十五)

やはり、和語の「すべて」を表わし、前者は、尾張国駄家三ヶ所の新田三十六町(一駄十二町)と伝馬の新田十六町を「合計して」の意と解され、後者は、「すべて(全面的に)」の意と解される。

「都」の類義の語に次の「惣」がある。これも「すべて」を表記したものらしいが、二例とも「総計して」の意である。

○右、彼国所在馬州足、直粗百五十石、秣粗廿四石、伝馬十五疋内、斃損買替直粗五十二石五斗、并一年新粗二百廿六石五斗、惣計三箇年新、准穎六千七百九十五束也、是則依式立用税帳、(十二)

○就中息男頼方之佃、或郡四五町、或郷七八町、惣八箇郡令宛作佃、其数甚多、(二十八)

色葉字類抄の次が参考とせらるう。  
曾カツテ 管都寧 已上同  
都 スフ 物 作孔反 総 (二十三字略) 已上都  
スヘテ 惣 皆也合也

(前田本、下一七オ、ス部、買敷)

以上に関連するものに「全」がある。

一請被裁断、以旧年用残稻穀、令春運京宅事

右、用残官物非当時之所納、已旧代分附之者也、

須以如此之物下符借、實宛下農料者也、而猶思生

活之便、及五六月之比、令春運郡司百姓等、所

春得米束別三四升、所填米全五升法也、(十七)

阿部博士はスベテと誦解されているが、それでは  
文意が素直に把握できないのではなからうか。この

段は、元命が「旧年用残稻穀」を郡司や百姓に春か

せ運ばせたとある。その用残稻とは、前任国司から

分付けされたものであつて、従つて、古米である。

「新穀ならば稲一束、穀一斗を春いて玄米五升と

なるが、古米の場合は耗分(つきベリ)が多く、五

升はとれない」とされる(阿部博士、一五五頁、註

解六)。本文には、それはせいぜい束別三、四升し

かとれないとあるが、強欲な元命は、一束、五升と

いう新穀法の法式を強制したというのである。二

こで「全五升法也」とは、新穀なみの法式を不当に

もそのまま適用したやり方、のことである。あるいは

は、(不当な)数式どおり、と解してもよい。「所

填米」には、その差額は百姓が補充し負担したとい

う意味が二められている。

二のような「全」は「またく」という和語を表記  
したものとみられる。「色葉字類抄」にも次のよう  
にある。

全<sup>マツシ</sup>疾<sup>マツシ</sup>縁<sup>マツシ</sup>反<sup>マツシ</sup> 固<sup>マツシ</sup>完<sup>マツシ</sup> (四字略) 配上

(黒川本、中九三オ、マ部、辞字)

類例に左記がある。

。今検案内、池溝新全載税帳言上於官、供勞用途

之名、專無宛物之史、(十三)

。一条 全付公帳前司填納已分差官物事、(三十一)

## (2) 悉 咸 反 竭

「悉」は和語の副詞「ことごとく」を表記したも  
のようである。

。而自郡司之身、号部内負累、皆悉<sup>マツシ</sup>搜<sup>マツシ</sup>取、(六)

数量上、残らず、との意であらう。(注) 第三十条にも

「然則耕田之人皆悉<sup>マツシ</sup>逃亡」とみえる。また、次のよ

うな例がある。

。而當任守元命朝臣、悉<sup>マツシ</sup>私用不宛把分、(十二)

。而或寒月或農時、不隔月無欠旬、鎮以運上、(

中略)、于時一國之内、擔夫悉<sup>マツシ</sup>尽、百姓之烟、



負馱無遺、(二十三)

「咸」も「ニ」とく「を」を表わしている。

咸婦城則把笏尤貴、忽廻国則公靡不預、(三十)

右は古訓に「コトくク」とある(宝生院本、応長本)。あるいは、異質の本文を引用した部分かとも疑われるが、とまれ、この解文では、「悉」、および、「咸」によつてコトゴトクが表わされているわけである。「色葉字類抄」では、「悉」が初掲字となつてゐるが、「咸」には合点が付されてゐる。「悉」、「尽」にも合点がある。

悉コト、ク  
息七、反  
本

咸\*尽\*(十一字略) 竭九字略 已

上悉也

(前田本、下九ウ、コ部、辞字)

なお、第三例に「悉尽」とあつた。この「尽」は、動詞「つく」を表わしてゐる。次も同様である。

是以吏富国貧、物尽民失、(一)

「尽」の類義字に「竭」がある。これは「つくす」を表わしてゐる。井上本に「不マシテ竭ツクサ」とある。

為国之吏者、不竭国吏之職以治其国、則国不知

為国之理以不肯其吏、(十)

色葉字類抄には、コトゴトクの第三字目に「尽」、第十五字目に「竭」がみえていたが、別には、

ツクス・ツクの第一字目に「尽」、第五字目に「竭」がみえてゐる。

尽ツクス 究極貫竭(七字略) 悉(四十八字略)

已上尽也

(黒川本、中二七オ、ツ部、辞字)

注

(一) 操觚字訣には、「悉ハ、委細ナル意ニテ、物ノ十アルモノヲ十ナガラ、カヅフルノ義ナリ」。「悉ハ、一ツカヅフル意アリ」。「咸ハ、古字ナリ、皆ノ意ト同ジ」とみえる(卷之六)。

(3) 更 還 帰 (又 亦)

「更」や「還」は、「又」・「亦」と通じて用いることがあるが、「更」は副詞「さらに」、「還」は副詞「かへつて」と動詞「かへる」という和語を、それぞれ表わしてゐる。

まず、「更」についてみると、これには、単独の十例、「以」と連合した「更以」二例の延十二例がある。阿部博士は、これらのすべてにつき、マタと詭解されている(八三頁、註解六、他)。

。而。当。任。守。元。命。朝。臣。加。徵。三。斗。六。升。更。非。承。前。之。例。  
 抑。為。政。之。道。猶。若。烹。魚。優。民。之。心。豈。盍。馴。鳩。  
 而。專。絕。東。作。之。業。更。成。北。民。之。計。專。城。之。吏。易  
 以。可。然。哉。(三)

右の①は、否定語を伴なう陳述の副詞であり、「全然、先例がない」という強調的表現である。②は、百姓の農耕を妨げるだけでなく、加えてその上に、逃散をも促すような悪政を行なっているというものである。

- ①と類するのは次である。
- 。如此之間、政人民之費、更不見官納之由、(四)
- 。抑蠶養之業、進退更不任心、(六)
- 。仍代々国宰更無求徵、(八)
- 。而略下符、石別三斗九升余、残六斗一升余更不宛下、(二十二)
- 。因之難企草創之計、更無建立之期、(二十四)
- 四番目の例は、「一石支給すべきところ、三斗九升余のみ支給し、残りの六斗一升余は支給しないと、いうのであろう」と説明される(阿部博士、一七八頁、註解五)。
- この他、第九條の「抑件緝更以難堪」も同類であろうか。

②と類するのは次の例である。

- 。爰所取緝直四五十束、手作布直八束已上、信濃布麻布直五六束也、自余雜物直更以不幾、(七)
- 。抑勘益出田之使、長官与祿田、五六町、因之弥誇無道、更冤部内、又……(十六)
- 。雖触愁不安之由、曾無寬宥之心、動科笞杖之罪、更棄蒲鞭之政、(二十二)

第一條にも同類があるが省略する。  
 「色葉字類抄」には、和語の「さらに」、および「また」につき、次のようにある。

更サラニ上輪泉俊反  
又マ救方反亦羊益反復扶更反行且七世反也覆復  
 (四字略)更(五字略)已上同  
 (黒川本、中九三オ、マ部、辞字)

「また」を表わす文字のうち、「更」はその十四字目に位置している。一方、「さらに」を表わす文字のうちでは、その初揚字となっている。これによつても、この解文の「更」は「さらに」を表記したものと解される。

次に、「還」についてみると、これは動詞として

二例、副詞として六例が拾われる。動詞の二例とは次のもので、これらは、阿部博士に同じく、「かへる」と解してよからう。

。 参集之人者暗闇音罷還、(二十六)

。 朝擎簡來、夕懷愁還、(同)

副詞の例とは次のものである。

。 郡司百姓忍矢為方、難堪辨濟、仍(略)、豈非

百姓之歎、還賜貢朝之備、(三)

。 爰郡司百姓等、雖経愁不安之由於国底、弥施鳥

悪之政、曾無裁報之心、責使還成得水之龍、弱

民倍類覆栖之鳥、(八)

。 僅訴理非之人、還与刑罰、(十四)

文脈の上からして、これらの「還」は副詞「かへつて」を表記したものであろう。第九、十四、二十七条や後文の「還」も同様とみられる。

副詞としての六例につき、この字の古訓は「また」であるとして、これらを「また」を表記したものと解するむきもある(阿部博士、一一頁、註解十三)。だが、右掲の第二例など、阿部博士も、「勘徴使は、かえつて水をえた龍の如く、勢いにのり」と註解されている。こうした用字を、あえてマタと読む根拠はないであろう。「色葉字類抄」では、カ

ハツテにつき、次が参照される。マタの項を引いても「還」は掲出されていない(既掲、黒川本、中九三才、辞字)。

返<sup>カハス</sup>カハス<sup>ト</sup>物<sup>ト</sup> 還<sup>カハテ</sup>又<sup>カハテ</sup>肯<sup>カハテ</sup>反<sup>カハテ</sup>歸<sup>カハテ</sup> 変<sup>カハテ</sup>旋<sup>カハテ</sup>覆<sup>カハテ</sup>廻<sup>カハテ</sup>棧<sup>カハテ</sup>(十一字略) 已上同

(前田本、上三才、カ部、辞字)

「返」、「還」、「反」、「歸」などには合点が付けられている(声点略)。

なお、「かへる」に関して「歸」の字もある。

。 右、從船放以死者、其誤誰有、溺水以泥者、其

憂何歸、(十九)

。 咸歸城則把笏乞貴、忽迴國則公解不預、(二十)

第一例は字音読みがもしれない。第二例は、応長本に「ギセイ」と字音読している。

。 但向京之程、郊亭過於十舍、歸國之間、雲巖阻

於千里、是以擔夫爛肩、置悲於柵下、役馱傷蹄

拳痛於鞍上、絶粮屈力之日、本國難歸、枯草凍

水之節、途中易躓、(二十三)

。 而嗜今日之温潤、竊屬當任之国吏、各無歸京而

皆有留国、(三十)

「還」にはユータンの意味が強く表わされている。到着した地点、場所から再び離れていくことで

ある。「帰」は、むしろ、出発前の地点、場所にも  
 ざること、帰着すること、と解される。「城」、「  
 国」、「京」といった帰着点を伴うのは、この「  
 帰」の方である。

以上のようにみてみると、「更」、「還」、「又  
 「亦」は、ともに「また」を表わしているの  
 はなく、「更」は「さらに」、「還」は「かへつて  
 ・「かへる」を表記したものとみられる。「また  
 」は、後二者によつて表わされているようである。  
 「又」、「亦」の用例は少なくない。省略する。  
 この二字の間に、どのような使い分けがあるかにつ  
 いては未勘である。

#### (4) 而 然而 然

「而」は、これ単独で用いることが多いが、この  
 他、「然而」、「職(職)而」といった熟合形とし  
 ても用いる。

「然」は、これ単独で用いることが少なく、多く  
 は、「然而」、「然則」、また、「然間」、「然後  
 」、「雖然」といった熟合形として用いる。

概見すると、この「而」は逆接的表現に關与する  
 ことが多く、「然」は順接的表現に關与することが  
 多いようである。

右につき、まず、文頭に用いられる「而」<sup>(ま)</sup>からみ  
 ていくと、これは先行の事柄に対し、後続の事柄が  
 反対、もしくは対立の關係にあることを表わしてい  
 る。ところが、しかし、といった意味であろう。延  
 ベ三十一例をかぞえる。

○ 一 請被裁斷、以旧年用殘稻穀、令春運京宅事  
 右、用殘官物非當時之所納、已旧代分附之者也、  
 須以如此之物下符借貸宛下農料者也、而猶思生  
 活之便、及五六月之比、令春運郡司百姓等、所  
 春得米束別三四升、所填米全五升法也、然則貧  
 弊之人民无賴之郡司、抱愁為枕、費国之吏、煩  
 民之謀、無過於斯、望請裁斷、以將令知貪利之  
 恥矣、(十七)

前任国守の剰余の官物は、現在(国守元命)の所  
 納物ではなく、前任者から引継がれたものであり、  
 こうした稻穀は、農民に無償貸与するの**か**ふつうで  
 ある、ところが、元命は、私利私欲を旨として、そ  
 の稻穀を郡司・百姓に春かせ京宅へ運ばせた、とい  
 う文脈である。

この場合、先行するのは、当然あるべきこと、または、通例、慣行などであり、後続するのは、それに違背する対立的な事態である。

後続するのは、この解文では、元命、および、その従類の行為そのものであることが多い。右もその一例だが、これを直ちに、「而」が任守元命朝臣……と、実名で表現することがある。

右、租穀官法有限、是則代々之吏、雖憇陳於例、損之由、猶乍本教勸納、或國宰者徵納一斗五升、或國吏者徵下二斗以下、而當任守元命朝臣加徵三斗六升、更非承前之例、(三)

同様の例は、第六、第八、第十一、第十二、第十五、第十八、第二十一、第二十二、第二十五、第三十一条、および、後文にもみられ、都合十二例をかぞえる。三十一例の内においては大きな比率である。残る十九例についても、「元命」との文字こそなければ、彼の悪行を指すものが十四例(第三、第三、第七、第八、第十三、第十四、第十四、第十六、第十六、第十七、第十九、第二十二、第二十三、第二十四、第二十七、第二十九、第二十二、第二十三、第二十四条)、また、彼の従類の悪行を指すものが二例ある(第三十、第三十一条)。元命、およびその従類と、直接に関係しないのはせいぜい二例ぐらいであ

らうか(第二十四条、後文)。

こうしてみると、「而」は単に逆接的表現にならうだけではない、適法論、一般論、常識論とそれによって元命の非道ぶりを強調的に表現しようとしたもののようなのである。この解文の性格が、この「而」の用法に端的に現われているといつてよからう。ところで、三十一例の中には次のような例がある。これ一例だけは順接的表現を意図しているようである。

一 請被裁断、例教官法外加徵段別租税地子准穎十三束專

右、謹案物情、例教率分官法有限、而代々國宰、正税息利租穀率稻地子等、所徵、或八九束、或十束也、爰當任守元命朝臣所徵一年新、段別十三束二把也、即通計一國、其積及百万束、方今正税官物與私用相並百分之一也、(五)

租穀官法は決まっています、従来の國司はせいぜい八、九束か十束であつたのに、元命は十三束二把を徵收するという。「而」は、逆接でなくて、順接の關係を示しているようである。

以上につき、文頭の「而」が逆接的表現をにならう

場合、これは和語「しかるを」を表わしていると思われる。「色葉字類抄」の左記が相当しよう。合点が付されている。

而<sup>\*</sup>シカルラ (前田本、下七八オ、シ辞、辞字)

古文書の中には、「右件島地之元者(中略)源中子相伝之私領也、而依為養子、僧嚴俊了慶坊永讓与了」といった表現類型があるが、これを「右件田地者、字吉祥女かさうてんの私領田なり、しかるを嫡女たるによりて、<sup>(あざな)</sup>ないなとう女<sup>(な)</sup>なく譲ることろしち也」と表記した例がある。これも参考となろう。

文頭にあつて順接的關係になう一例につき(第五条)、井上本には「而」とある。しかし、当例は「しかうして」と解するわけにはいくまいか。

順接的表現に關与する「而」は、むしろ、文中に用いられることが多い。たとえば、第九条、第十条、その他にみられるのがそれである。

○ 乍知其弊、推而所裁納也、(九)

○ 仍流冗之民、踰躡之輩、不招而如子来、不呼而

如鳩聚、(十)

○ 右、件使等每郡巨多也、所責取土毛供給、正物之外已以三倍、或淪貪欲、取而又取、或致威猛、

責而猶責、(十六)

○ 右、任用国司等、或附芸業而擇除、或選勞贖以補任、(二十)

○ 右、五位以上諸司官人以下、輒出畿外、禁遏已重、而嗔今日之温潤、竊屬当任之國吏、各無帰京而皆有留国、(三十)

これらの「而」は、活用語をうけて「して」、「て」を表わしている。

文中、もしくは、句末における「而」は、また、「職(職)而」、「然而」という熟合形を構成するところがある。前者は、次のような文脈に用いられるのが常であり、ぶつう、これは「もととして」と解されている。

○ 凡一国之衰弊、百姓之逃散、職而由之、望請官裁、任旧例被裁下、以将慰愁吟之恚矣、(五)

○ 国土凋弊、職而縁是、爰郡司百姓等、雖怪恐不安之由於国底、(中略)、望請官裁、且被召礼、且扶七民矣、(八)

○ 如此之間、国土七弊、人民逃去、灾難発職而依是、望請裁断、被召問国宰、令下行修理料稻、

造立国分尼寺、奉祈聖朝、興復国土矣、(二十四)

(四)

。而當任守元命朝臣、不顧國土之凋弊、(中略)、  
國亡民散、職而此由、何況有官散位諸司官人、

(略)、(三十一)

『操觚字訣』には、「職ハ、モト、シテナリ、專也、主也、ソノ根モトハ、コ、ソ、モトハコレト、シカトサシ定ムルナリ、」とみえる(卷之三)。

後者の「然而」は、「しかしながら」、「そうではあるが」という、逆接的な表現になつてゐる。

一 請被停止、号有蔵人所召、例貢進外加徴漆裕余石專

右、漆丹羽郡土産也、即例貢進蔵人所召三四斗也、然而所徴已以巨多也、所辨進以一升納四五合、以一斗減四五升、辨之填之間、非無欠失、

(十八)

一 請被裁定、守元命朝臣依無序務難通郡司百姓愁事

右、国宰之吏、是既分憂之職、屢巡檢部内、常須問風俗、然而守元命朝臣、專營京洛之世途、無優黎元之愁苦、忝有国宰之階、猶不異夷狄雖

敵、(二十六)

この「然而」は、「色葉字類抄」にあるように、和語「しけれど」を表記したものとみられる。

然而 シカレトモ

(前田本、下八六オ、シ部、置字)  
「然而」は、右ニケ条の他、第一、第九、第十、第二十、第二十四、第二十八条にもみられる。

「然」は、この他、

(第四、第十七、第三十条)

(第二十四条)

(第三十一条)

といった熟合形として用いられ、次のような用法もみえてゐる。

。而專絶東作之業、更成北民之計、專城之吏、易以可然哉、(三)

。而當任守元命朝臣、以去年三月中旬之比、撰幹了之使、差暴惡之人、令勘責如切焼、往古旧代所不然也、(八)

注

(一) 「而」の文頭、文中における意味、用法については次の詳論がある。

峰岸明「平安時代記録資料における「而」字の用法について——記録語研究の一方法——」、  
『国語学』、第六十二輯、昭和四十年九月。

(2) 「比丘尼得阿弥陀仏島地讓狀」、宝治元年正月廿日、大日古文書 家わけ第十八 東大寺文書之六四、一九二頁。

(3) 「吉祥女田地讓狀」、正応三年二月十日、大日本古文書 家わけ第十八 東大寺文書之六四、一七九頁。

(4) 「圖説日本の歴史」五、一三四頁所掲の写真による。

(5) 既 已

二字とも和語「すでに」を表記したもののようだが、二字の間に意味、用法上の差異は明瞭でない。たとえば、次の如くである。

○ 所返負減直既以巨多也、是唯非一年、三箇年所為如是、(五)

○ 即例貢進藏人所召三四斗也、然而所徴已以巨多也、(十八)

二字の内、多く用いられるのは「已」の方で、おおよそ「既」の三倍となっている。

○ 三箇年収納既以繁多也、(一)  
○ 于時、天朝之人民擧眉泣歎、部内浪人敬踵悲愁、

既見此由、不足国宰者也、(七)

○ 而当任守元命朝臣、恠惜彼衣供、既以自酒食、(二十五)

○ 国宰之吏、是既分憂之職、屢巡檢部内、常須問風俗、(二十六)

○ 専城之吏、忠節已空、分憂之職、掌政永絶、(六)

○ 或負名死去及四五十年、或負名逃散已数千余人、(八)

○ 所責取土毛供給、正物之外已以三倍、(十六)

○ 思此利潤、可勘一日之郷、已以経廻數日、(同)

○ 先所行有様、已背以往之例、(同)

○ 用残官物非当时之所納、已旧代分附之者也、(十七)

○ 爰自木所出者已以少、自国所責者甚以多、(十八)

○ 而為神火焼亡已畢、(二十四)

○ 堂塔遺燼、飛閣維之煙、所修御願已失其便、(同)

○ 為府中之官人已成耻辱、為部内之郡司亦及乱罰、(二十七)

○ 計如此積、已倍正官物、(二十九)



- 隨分之衆已以足之、(同)
- 輒出畿外、禁邊已重、(三十)
- 就中牧宰之職朝委已重、(三十一)
- 何況有官散位諸司官人、職掌已異、(同)
- 「已」は、この他、「八束已上」(第七条)、「前司填納已分」(第三十一条)、「王臣已下庶人已上」(同)との熟語としても用いられている。

(6) 則 即

- 二字とも和語「すなはち」を表記しているが、意味、用法の上では若干の差異がある。
- 為人之父者、不明父子之義以教其子、則子不知為子之道以不事其父、為国之吏者、不竭国吏之職以治其国、則国不知為国之理以不肯其吏、(十一)
- 所謂、上致敬則下不慢、上好讓則下不乱、(同)
- 來則如飢魚覓餌、聚則不異疲馬立旅、(同)
- 第十條には、「則」が六例みえている。いずれも上文を承けて下文を起す接続詞としての用法である。それも、二例を一組とした対句的用法である点に注意されよう。

- 纔見立則如塗漆之柱、適播殘則乏滋露之滴、(十八)
- 威歸城則把笏尤貴、忽迴國則公廨不預、(二十)
- 正政則鳩馴庭、亂政則犬吠門、(二十三)
- 屠人肉則為身軀之疵、奪民物則運京洛之宅、(二十七)
- 仍裹愁於腹内、還儲逃亡之糧、開責於慮外、則忙離散之餞、(後文)
- 右も同様である。但し、後文の例が例外となるかもしれない。二の「還」は井上本によるもので、宝生院本には「則」とある。
- 対句的用法にない例もある(二例)。
- 因之近則泥途、遠只津辺可置渡船等也、(十九)
- 放三箇条則今六箇条未放知、(三十一)
- 「則」は、以上の他には、「然則」、「是則」として用いられている。
- 然則昨聞他州之愁、今当我上之責、(四)
- 惣計三箇年新、准穎六千七百九十五束也、是則依式立用税帳、(十二)
- 「然則」は三例(第四、第十七、第三十條)、「是則」は七例(第一、第三、第十二、第十三、第十四、第十六、第二十八條)を数える。

「即」も、接続詞として用いられることが多いが（八例）、傾向として、「則」は文中に位置し、「即」は文頭に位置するという差異がある。

。爰当任守元命朝臣所徵一年新、段別十三束二把也、即通計一国、其積及百万束、（五）

。抑件率分加徵物、（中略）、糸綿油漆等直不幾、隨即、徵使面々所責取土毛供給粉物等、

過於本物有於五六倍、（同）

。旧領田地沽成額色辨進、即以額一二疋者補納馱

一二疋功物、（二十八）

後三例を除けば、あとは第一例のように文頭に位置している（第五、第七、第十八、第二十九、第三十条）。

「即」に、副詞としての用法もある。

。件頼方、所部郡司百姓等所貯牛馬、祿有要毛、

隨宜乞取、隔一二日之後、即沽付所部之人（二

十七）

管内の郡司百姓から牛馬を取り上げ、これを即座に（別の郡司百姓に）売り付けるとの意である。

なお、「色葉字類抄」では、「すなはち」の項、「即」、「則」両字に合点が付されている（前田本、下一一九才、ス部、辞字）。

(7) 暗空

「暗」は、クラシ、ソラ、ムナシ、ホノカナリ、などの和訓をもつが（観智院本類聚名義抄、仏中九二）、この解文では、和語の「そらに」を表わしている。

。一 請被裁断、例挙外、三箇年収納、暗以加徵正稅卅三万二千二百卅八束息利十二万九千三百七十四束四把一分事（一）

井上本に「暗<sup>ソラニ</sup>」との付訓がある。「暗以」は史籍集覽本にないようであるが、阿部博士は右を本文とされ、

暗に、ひそかに、内々に。訓は「そらに」「ほのかに」「むなしく」など。

と註解されている（六九頁、註解二）。「暗に、ひそかに、内々に」と解すれば、これは中央政府にかかれた、こそこそとした加徴を意味するのであろうか。しかし、右は、明確な基準や根拠、あるいは理由もない加徴を意味するものではなからうか。でたらめな、悪い加徴のことである。次の例も同様であろう。

○ 所以何者、窮民之身、纔難致究進之勤、或号見納、或称未進、暗虜掠数多之財物、依此呵責、人民逃散、累彼騷動、士浪不靜、(八一)

これは、元命が、はつきりした規準もなく、めちやくちやに、でたらめに、徴収するの意であろう。

○ 而自郡司之身、号部内負累、皆悉搜取、徙人民之烟、称所由差法、暗以冤凌、(中略)、国土凋弊、職而縁是、(八)

「称」は所由(根拠)の差法ありといつゝ、わることである。応長本には、「暗」<sup>ソラニ</sup>以冤陵<sup>レウス</sup>との付訓がある。

「暗」に、根拠もなく、いわれもなく、の意味、用法があることにつき、左記が参考となろう。

○ 此外条々雜事等、雖載巨細之詞、依無證據之状、暗難決理非歟、

(關東下知状、貞永元年九月二十四日、鎌倉遺文六・四〇二頁)

○ 然而守元命朝臣、(中略)、為政之日、庁頭不挺首、致愁之時、館後猶秘身、參集之人者暗聞音罷還、郎從之輩者合眼恪勤、窓内蔵形常称在京、門外立札頻号物忌、(二十六)

この「暗」は、「かゝりもなく(元命に会えず)」そ

の声だけを聞いて」の意であろう。ムナシクと付訓するむきもあるが、やはり、「そらに」を表わしたものとみられる。

○ 右、五位以上諸司官人以下、輒出畿外、禁遏已重、而嗜今日之温潤、竊屬当任之国吏、各無帰京而皆有留国、在京之日、揚名於上官、追承之時、交情於下烈、乱入如雲、騷動同風、暗求方術、地搜土産、如此間、人物共失、猶難期将来、(三十)

これは「地」と対をなしている。こつして「暗」でも「そら(に)」と解されることにつき、次の例が参照されよう。

○ 被取四度之公文<sup>ヲ</sup>、空<sup>ク</sup>歸於公家、被<sup>テ</sup>奪一任之公廩<sup>一</sup>、徒<sup>ニ</sup>疲<sup>ツ</sup>於旅、暗<sup>ニ</sup> (将門記、真福寺本、三二九―三三〇行)

右に對して、形容詞「むなし」、副詞「むなし」は「空」字によつて表わされてゐる。

○ 専城之吏、忠節已空、分憂之職、掌政永絶、(六)

○ 右、任用国司等、或附芸業而拜除、或運勞贖以補任、然而不宛月俸折、空過日限、旋踵之計易

絶、留身之思難期、(二十)

。而因宰件修理料稻构惜不充下、因之雖企草創之計、更無建立之期、自送年月、空積觀念、(二十四)

。而當任守元命朝臣、恠惜彼衣供、既成自酒食、因之、六年六夏之間、持鉢底空、三宝三衣之資、補綴永絶、(二十五)

第三例の「空」につき、阿部博士は、「空しく願ひ続けできた。」(一八九頁、註解九)と注釈されている。対をなしている「自おのづから」は、何もできな

いそのままに、との意であろう。  
「暗」、「空」につき、色葉字類抄にも次のようにある。

暗ソラニ (黒川本、中一八才、ソ部、辞字)  
空クナシ 虚無 (二十字略) 耗已上同 空也

(黒川本、中四五才、ム部、辞字)

(8) 唯 只 但

「唯」と「只」は副詞「ただ」を表わし、「但」は接統詞「ただし」を表わしている。  
。所返負減直既以巨多也、是唯非一年、三箇年所

為如是、(五)

。禦如此之飢寒、唯懸於酒食、(二十一)  
「唯」は、強く限定する用法にあり、前者の場合、井上本は「一年」の下に「ノミ」を読み添えている。

。同様の用法は「只」にもみられる。  
。召集美酒、一日所飲五六斗也、是只非独身之飲用、還成諸人之泥酔、(二十七)

。更忘万民之撫育、只存一身之利潤、(一)  
。只存市夫之街心、忘大夫之行操、(二十七)  
初めの例は「唯非……」と何の相違もない。後二例も限定的用法とみることでもできよう。

「只」は、この他、十二例あるが、強調、整調の用法が多い(第四、第六、第十三、第十六、第十九、第二十、第二十二、第二十七、第二十九、第三十一、第三十一系)。  
「但」は、次のように用いられている。

。一 請被裁断、所進調絹減直并精好生糸事

右、兩種貢進官物定数、具録官帳、但正別所当料田、先例二町四段、代米四石八斗也、然而(略)、(六)

。事書を承けて「右、……」の一文があり、これを補説するために「但……」の文が位置している。

同様の構文は、第九條、第十一條、第二十三條にもみえてゐる。

こうした構文にかかわらず、単に、先行する事項の補説を意図する用例もある（第十六、第三十條）。

(9) 遂 終

副詞としての「遂」、「終」は、ともに「つひに」を表わしている。

○ 凡依一身之貪利、遂絶百姓之世途、（七）

○ 彼憚權公之威、卷舌吞音不敢言、終無担於容身、

將流冗於他国、（一）

○ 是則父元命朝臣所取遺物、子頼方掃底搜取、終

為一任之吏、永失五家之財、（二十八）

用例数が少なく、明瞭な差異が求めにくいから、第一例の「遂」は、わずかに「一身」の貪利によって、とうとう「百姓」もの世途を絶つに至つた、との氣持であろうか。後二例の「終」は、事態が進行した、その究極、あるいは、最終的など詰まりをいうものであろう。『色葉字類抄』には、次のようにある。

遂ッヒニ 終律竟（十七字略）已上 逐マニ也

（黒川本、中二六才、ツ部、辞字）

「遂」は、また、動詞「とぐ」を、「終」は、また、名詞「をはり」を表わしている。

○ 若遂一任者、蓋被害蟲哉、（後文）

当任の国守元命が任期をまとうしたならば、この意である。

○ 能治之化、無始無終、兇濫之政、繼日繼夜、（二十一）

右につき、『色葉字類抄』には次のようにある。

遂<sup>\*</sup>トク 果極究尽竟梯 已上同

了<sup>\*</sup>ヲハル 終<sup>\*</sup>畢訖卒<sup>\*</sup>一歲 （十五字略） 已上同

（前田本、上五九才、卜部、辞字）

（前田本、上八三ウ、ヲ部、辞字）

(10) 猶 尚 貴

この解文では、「猶」は副詞の「なほ」、もしくは「なほし」を表わし、「尚」は形容詞の「たふとし」（または、動詞「まさる」）を表わしている。

○ 此等寔雖隔山川之境程、為思京洛之故郷、猶貪

当國之土産、（一）

「猶」は、この他、第三、第三、第九、第十五、第十七、第十九、第二十六、第二十六、第二十七、

第三十条、後文にもみえているが、就中、左記の三例は、漢文訓詁における「ナホ……ゴトシ」という再読訓を表記したものと注意される。

○ 抑為政之道、猶若烹魚、優民之心、豈盡馴鳩、

(三)

○ 右、子弟郎等為躰不異夷狄、猶如豺狼、(三十

七)

○ 猶若狙上之魚移於江海、刀下之鳥翻於林河、(後文)

後文)

色葉字類抄には、次のようにある。

尚<sup>ナヲ</sup>ナホ猶由仍(六字略)故 已上同

(黒川本、中三六才、マ部、辞字)

だが、この解文では、「なほ」は「猶」によつて表わされ、「尚」は、次のように用いられている。

○ 一 請被裁断、守元命朝臣号田直代所部上中下

徵納麥事

右、謹承旧記、撫弱矜貧分憂之職、招逃扶亡良

吏之計也、至如奉公顧私、未無過於斯、牧宰莅

境問風、猶莫尚於分憂顧、而元命朝臣所行不似

例人、(十五)

この部分は難解である。阿部博士も次のように述べられている。即ち、「至如……」の一句につい

て、

この一句、前後とよく通じない。この部分は「謹承旧記」とあるので、「撫弱矜貧……未過過於斯」が「旧記」からの引用文で、「牧宰莅境……」以下が、解文の地の文となるか。

と註解されている(一四一頁、註解七)。

しかし、「旧記」から引用したとすれば、その引用文は、「撫弱矜貧分憂之職、招逃扶亡良吏之計也」と、「牧宰莅境問風、猶莫尚於分憂顧」とではな

からうか。少なくとも「至如奉公顧私、未無過於斯」の二句は、この解文の地の文であり、元命の悪政を指したものと思われる。

こうしたところに「尚」がみられるのであるが、この古訓として、宝生院本に「タトキ」、応長本に「マサレル」とある。この二語につき、「色葉字類抄」を参照すると次のようである。

尊<sup>タウトシ</sup>貴(十字略)尚<sup>高</sup> 已上同

又<sup>タカフル</sup>タカフル

(黒川本、中三ウ、夕部、人事)

増<sup>マサル</sup>マサル 倍<sup>階</sup>階加<sup>昇</sup>昇優(七字略)尚<sup>勝</sup>勝(八字略)

増<sup>已上</sup>也 (黒川本、中九三ウ、マ部、辞字)

いづれにおいてもその掲出順位は高くない。この点は、それが引用文におけるものであることを斟酌

すべきであらう。ということは、また、この「尚」は、本来、特定の和語を表記したものではないとも考えられる。本稿では、しばらく、これを形容詞とみなして「タフトシ」と訓読しておく。「於」は、比較の基準を示すそれである。

なお、「たふとし」は、原則として「貴」によつて表わされている。

○ 望請官裁、被召糺其旨、且省非巡加徴之煩、且知朝家憲法之貴矣、(四)

○ 咸歸城則把笏尤責、忽廻圜則公廩不預、(十九)

○ 望請裁定、將令知皇恩之貴矣、(二十一)

第一例につき、井上本には「タントキ」と付訓されている。

## (II) 并 並

「并」は次のようにしてみえている。

○ 尾張国郡司百姓等解 申請 官裁事

請被裁断、当国守藤原朝臣元命、三箇年内責取

非法官物并濫行横法卅一箇条愁状、(前文)

古訓では、宍生院本(正中二年)に「一一二」と読み、史籍集覽本に「一一セテ」と詭んでいる。こ

こは「三箇年内責取非法官物」と「濫行横法」とが対等の関係で並べられている。「并」は「ならびに」ということを表記したものとされる。以下、次のような用例があるが、前文、第十二条、第三十一条(二例)を除けば、他の十例は各条の事書にみえている。

○ 一 請被裁断、所進調絹減直并精好生糸事 (六)

○ 一 請被裁断、代々国宰分附新古絹布并米穎等自郡司百姓烟責取事 (八)

○ 一 請被裁断、守元命朝臣三箇年間、毎月号借絹認取諸郡絹千二百十二疋并使々副取土毛事 (九)

○ 一条 制止納官封家并王臣已下庶人已上不用錢貨事 (三十一)

○ 雖然依 勅宣之嚴、所々普散、僅案其九箇条内、

應停止、諸国受領吏任国殄滅并五位六位有官散位新寶率来、禁制重嚴、皆如此官符、猥成私乱

之計、(三十一)

最後の例は、元命が、寛和三年ム月ム日付で出された太政官符に違背しているというもの。下符すべき九箇条の内、彼自身にとって不都合な六ヶ条は下

符しなかつた、これをさす。六ヶ条の内には、

一条 停止叙用諸國受領吏珍減任國輩事

一条 禁制諸國受領吏多幸五位六位有官散位新

### 竇趣任事

のニヶ条も含まれていて、右に「諸國受領吏任國珍減并……」というのがこれである。「并」は、ニヶ条を並列させたものである。

この他、第十一、十三、十九、二十一、二十二、二十三、二十五、二十九条にも、右同様、語句の並列の關係を示す例があるが、省略する（第二十九条、応長本に「并」なし）。

以上の十四例の「并」は「ならびに」という和語を表記したものとみられる。

ところで、この解文には次のような例もある。

- 右、彼國所在馬州足、直糶百五十石、秣糶廿四石、伝馬十五疋内、弊損買替直糶五十二石五斗、并一年新糶二百廿六石五斗、惣計三箇年新、准額六千七百九十五束也、是則依式立用稅帳、（十二）

これは、井上本に「アハセテ」とあるように「合計して」、「しめて」の意味を表わしている。即ち、示された石數の百五十石、二十四石、五十二石五斗

を合計すると二百二十六石五斗という一年分の新糶となり、これを三倍すると六百七十九石五斗、六千七百九十五束となる。従つて、この一例だけは「あはせて」（動詞「あはす」+助詞「て」）を表記したものとみられる。

先学によれば、「并」は、本来、「あはせて」を表わし、「ならびに」は「並」によるものであつたが、「并」と「並」との意味上の混同が生ずるにつれ、「并」が「並」の意味、用法に接近していき、同時に、「并」は「あはせて」から「ならびに」に移行した。この時期は平安中期（九〇一—一〇〇〇年）位のように、とされる。

この解文における「并」の用法は、そうした移行期の、あるいは、末期的情况を示しているのかもしれない。

この解文では、「並」を副詞として用いることはない。動詞としての例はある。

○ 爰当任守元命朝臣所徵一年新、段別十三束二把也、即通計一國、其積及百万束、方今正稅官物與私用相並百分之一也、（五）

正稅官物と元命個人の私腹分とを並べてみると、前者は後者の百分の一である、という。「あひなら



ぶるに「(下二段)」と読むものであろう。

さて、以上に関連して『色葉字類抄』には次のようにある。

并アハス<sup>\*</sup> 合候反カ 勅カ 併都 闘(注略) 已上 同アハセテ

(前田本、下三五ウ、ア部、銜字)

並ナラフ<sup>\*</sup> 雙比 (七字略) 併併 (十五字略) 已上

(黒川本、中三六オ、ナ部、銜字)

これによれば、「なりびに」を表わす「并」は十

一番目に位置している。この点は意外である。平安

中期以後が先のような情況であれば、「并」は「な

らびに」の初揚字、もしくは、それに准じた掲出字

であつてよいはずである。ところが、「并」は「あ

はず」・「あはせて」の初揚字となつてゐる。これ

は、むしろ、平安中期以前の情況を示すものである。

これは、どうしたわけであらうか。

十一番目の「并」でも合点が付されておれば別て

ある。だが、黒川本においてはこれが確認できない。

今しばらく検討してみたい。

なお、「聚則不異疲馬立旅」(第十条)を、阿部

博士は「立立ち旅旅びたるに」と読んでおられるが、宇

生院本、井上本、応長本のように、「旅旅に立立ちたる

」と読む方がよいであらう。

注

(1) 「并」字につき、口 図説日本文化史大系口 (別

巻) (昭和四十四年九月、新版改訂、小学館

) では、前文、第六、八、九、十一、十三、十

九、二十一、二十三条におけるそれを「並ならび

に」字としてゐる。第二十五、二十九条では「

並ならびに」としてゐる。阿部博士の本文篇に示さ

れた諸本校合によれば、同口 大系口 の「並」字

は不審という他ない。

(2) 門前正彦「漢文訓詁史上の一問題(四)——

「并」字の訓について」、口 訓点語と訓点資料

口、第十四輯、昭和三十五年十月。

鈴木恵「口 求迎院本日本霊異記」に於ける「

并」字と「並」字の用法」、口 鎌倉時代語研究

口、第二輯、昭和五十四年三月。

(12) 續 儉

二字は、ともに副詞「ひそかに」を表わしていよ

う。用例は各一例である。

右、五位以上諸司官人以下、輒出畿外、禁邊已

重、而嗜今日之温潤、竊屬當任之國史、各無歸  
京而皆有留國、(三十)

。 僅訴理非之人、邊與刑罰、強差賄賂之時、偷致  
阿容、(十四)

二字間の差異は明瞭でないが、前者は、公的の目  
をぬすんでこつそりと、の意であり、後者は、無理  
をして賄賂を差し出すと、ほんの一次的に目こぼし  
してくれる、との意であり、小異が看取されよう。

なお、色葉字類抄をみると、「竊」、「偷」  
には合点が付されている。

竊<sup>ヒソカニ</sup> 密<sup>ヒソカニ</sup> 竊<sup>ヒソカニ</sup> 密<sup>ヒソカニ</sup> 竊<sup>ヒソカニ</sup> 密<sup>ヒソカニ</sup>  
竊<sup>ヒソカニ</sup> 密<sup>ヒソカニ</sup> 竊<sup>ヒソカニ</sup> 密<sup>ヒソカニ</sup> 竊<sup>ヒソカニ</sup> 密<sup>ヒソカニ</sup>

(前田本、下九七才、七部、諱字)

(13) 恣 擅

これらも用例は多くない。

。 所謂御馬遞送之日、檢牧上下之使、強衝貢御之  
威、未知役民之弱、(中略)、飽為得賄賂、貢  
馬秣飼徘徊、恣令得土產、走馬負鞭馳去、(十  
一)

この「恣」は、和語「ほしいままに」を表記した  
ものであろう。次の二例の「擅」も同様であらう。

。 加之、入部之使呵責之間、為施面目、擅抽人眼、  
致民烟者、自馬不下、不著于座、乍騎於馬、以  
郎等從者、破戸放葑、令搜取雜物等、(十四)

。 一条 制止擅帶兵仗橫行所部輩事、(三十一)

後者は、宦符を引用した、その文中における用例  
であるが、前者はそうでもない。従つて、「恣」と  
「擅」との間に區別はないかのようにあるが、ここ  
には、次が参照されよう。

恣ハ、縱也、鄭氏云、恣謂ニ狡狴淫戲不<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>

礼也ト、詩ノ小序ノ注ニテ、アタリ所アリテノ

注ナレトモ、横恣ナドツツキ、ワル氣ノアル上

ニ就テイフ字ナリ、擅ハ專也、一人マ、ニテ、

ハタニカマワセヌコト也、擅<sup>レ</sup>寵トカケバ、ワ

カ身一ツ寵セラレ、コトナリ、擅<sup>レ</sup>名モ同ジ

(「操觚字訣」、卷之五、傍線は原文のまま)

これによれば、「恣」は、百姓を苦しめながら、  
自分の好き勝手を押し通そうとする意であり、「擅」  
の方は、他人の介入を許さず、ひたすら自分だけが  
好きなことをするの意であると知られよう。

色葉字類抄には次のようにある。

恣<sup>ホシイマ</sup> 逸<sup>ホシイマ</sup> 擅<sup>ホシイマ</sup> 放<sup>ホシイマ</sup>  
恣<sup>ホシイマ</sup> 逸<sup>ホシイマ</sup> 擅<sup>ホシイマ</sup> 放<sup>ホシイマ</sup>

(前田本、上四六ウ、六部、諱字)

右の内、「壇」字だけに合点が付されている。合点は、「為要文不迷也」のもの、即ち、「重要な文字（であるか、そうでないか）のみわけにまようことかないように」<sup>(注2)</sup>加えられたものと説かれるが、さらに、韻文や四六文のような、「修辭性のつよい、おおくの漢字をつかうことを必要とする、かならずしも実用とはいえぬ漢字の用字に該当するとかんがえるのが妥当である」とする説もある。合点付き漢字は「程度のたかい漢字文の用字である」といふわけだが、これには無条件には従えない。少なくとも、それだけではないようである。

注

(1) 伊藤東涯『操觚字訣及補遺』、中文出版社、三二〇頁。

(2) 小松英雄『日本声調史論考』、昭和四十六年、風間書房。六九頁。

(3) 松城俊太郎『三卷本色葉字類抄につけられた朱の合点』、『二松学会大論集』、昭和五十年度。

(4) 将方

「将」、「方」は、副詞「まさに」を表わしている。

- 将令知慳固鄙悵之甚矣、(十)
  - 将知貪欲之甚矣、(十五)
  - 以将令知貪利之恥矣、(十七)
  - 将令知皇恩之貴矣、(二十一)
  - 以将令他国之牧宰知治国優民之褒賞、(後文)
- 似たような表現を一括した。各条文末に位置することが多い。
- 以将慰愁吟之意矣、(五)
  - 以将省愁苦矣、(十三)
  - 将以休愁吟矣、(三十)
  - これらも、同様、条文末に位置している。
  - 将流冗於他国、(一)
  - 将留人民之浮跡矣、(同)
  - 以将任例所輸矣、(三)
  - 将停止元命朝臣被拜任良吏矣、(三)
  - 以将省例賈進之外責矣、(十八)
  - 将召問其旨令憤数年之公廨矣、(二十)
  - 将殄百皇之黎元、(二十二)
  - 以将令下其料稻矣、(二十五)

。 将令懲違勅之心矣、(三十一)

こうした「将」については、次が参照されよう。

将ハ、欲然ナリ、甫始之辞也、マサニナニ

くセントストヨム、オツケ、サラズル、ソ

ノハジメロナリ、ハタトヨムトギハ、抑然之辞

ト注ス、(口操觚字訣、卷之三)

「将」は、また、決定、断定の語氣を表わす語氣

詞「矣」を伴なうことが多い。これは、近い将来の

行動、あるいは、事態が、もはや決定的であると表

現しようとしたものであろう。「矣」以外の語氣詞

を伴なうことはない。

「方」は、「今」と熟合して用いられている。

方今。正税官物與私用相並百分之一也、(五)

方今。無郡司者国宰有誰、無民烟者郡司何奉公、(同)

方今。不勝馬風鳥枝之愁歎、宜衛龍門鳳闕之輪旨、(後文)

阿部博士は、「方今」二字に「いま」と付訓され

ているが、古訓に「方今」(井上本、第五条)と

ある如きに従うのがよからう。「方」の意味、用法

につき、語法書には次のようにある。

方ハ、チヨウド、今トイヒ、マ、サイ中ト云コ

トナリ、ミサカリトモヨム、字書ニ、今也ト注

ス、方今トツク、(口操觚字訣、卷之三)

読みについては、色葉字類抄に次のようにある。

方マサニ府良反、将即良反正当仍(十一字略)已上同

(黒川本、中九三ウ、マ部、緯字)

なお、以上の他、「将」は「將來」(第十二、第

二十六、第三十条)、「方」は「方術」(第三十条

)、「為方」(第一、第三条)という熟語としても

用いられている。

(15) 僅 纒

この二字は、ともに和語「わづかに」を表わして

いる。

仍以郡司之私物、纒堤堰千流之池溝、以百姓之

乏貯、僅築固万河之広深、(十三)

「纒……」の一句と「僅……」の一句とは対句に

なっている。これにつき、あるいは、変字法とか表

記の多様性を重んじたためとかといった意図的な操

作によるものかとも考え得るが、しかし、右には、

「纒」は、かろうじて、「僅」は、少し(ばかり)、

といった意味上の差異がみとれそうである。

○ 仍有漆民以漆斲、无漆民以絹斲、(中略)一樹  
出汁僅夕撮、爰自木所出者已以少、自国所責者  
甚以多、如此之間、人去菌荒、為野火焼亡、木  
倒枝枯、為国土大損、纒見立則如塗漆之柱、適  
搔殘則乏法露之滴、(十八)

対句ではないが、同一条文中に「僅」、「纒」が  
みえている。「僅」は、採取できる漆の樹液量がち  
よっぴりであることを表わしており、「纒」は、(一  
漆の木が倒枯していく情況の中で)何とかやっとな  
つてゐる情態を表わしてゐる。

○ 而当任守元命朝臣、漁奪在心、不知窮民之菜色、  
(中略)、僅過三年、不異歩虎首、(中略)、  
爰纒離亡国陪官底、猶若俎上之魚移於江海、刀  
下之鳥翻於林河、(後文)

「僅」は、元命の政務年数の少ないこと、即ち、  
わずかほんの三ヶ年で、という程度を表わしてゐる。  
「纒」は、「やっ」との想いで尾張国をはなれて都に  
のぼり、太政官のもとにやっってきた。「阿部博士、  
二三七頁、註解二五」という心情、氣持を表わして  
ゐる。

「僅」については、その他、次のような例がある。  
○ 仍捨離散之烟准留跡之烟、僅万之一也、凡一國

之衰弊、百姓之逃散、職而由之、(五)

○ 僅有判定之返抄三分一也、(九)

○ 僅訴理非之人、還與刑罰、(十四)

○ 爰人民之烟無有夫馱、僅所遺馬牛、依年々不諾  
新古交易絹直責、沽却隣国他境也、(二十八)

○ 然則耕田之人皆悉逃亡、作島之民僅以留跡者也、  
(三十)

○ 僅案其九箇条内、応停止、諸国受領吏任国殄滅

并五位六位有官散位新賓幸来、(三十一)

いづれも、数、量の少ないことを表わしてゐよう。

一方の「纒」については、さらに次のような例があ  
る。

○ 所以何者、窮民之身、纒雖致究進之勤、或号見  
納、或称未進、暗虜掠救多之財物、依此呵責、

人民逃散、(一)

○ 然問四天護法時々致示現、十八善神度々為夢想、  
于時守元命朝臣、乍驚纒始造立之事、(二十四)  
これらの「纒」も、やっとな、かろうじて、の意味  
を表わしてゐる。

数量的には、「僅」が「纒」に借して用いられて  
ゐる。二字の間には以上のような差異がある。ちな  
みに、「色葉字類抄」には次のようである。

僅\* ワツカ (十三字略) 纒\* 適裁 (三字略) 已上同

(前田本、上八九才、ワ部、辞字)  
初掲字以下、「ワツカ」を表わす漢字は少なくない。だが、これらの内でも合点が付されているのは、「僅」と「纒」の二語だけである。

(16) その他

以上、主として副詞について述べることとなったが、この他にも、おろん、多くの副詞がみえている。これらに語につき、「色葉字類抄」を参照すると、それらは第一字目(初掲字)が第二字目かの文字であることが多く、また、合点付きの文字であったりする。例を示そう。

- A 欄 所甲の漢字
- B 欄 右によって表わされている和語
- C 欄 用例の所見する条(それぞれ一糸ずつにとどめる)
- D 欄 「色葉字類抄」における掲出順位(一字のみ単独で掲出されている場合は備考欄に単独と注記する)
- E 欄 合点の有無(△印は、当該字がその)

	A	B	C	D	E
強	あながちに	十四	初	○	備考
豈	あに	三	○	○	単独
敢	あへて	一	初	○	
普	あまねく	三十一	二	○	
何況	いかにいはんや	七	○	×	(漢字部) 単独
況乎	いはんや	二十九	初	○	
弥	いよいよ	十六	初	○	
各	おのおの	二十八	○	○	単独
忝	かたじけなくも	二十六	(初)	○	
故	ことさらに	十	初	○	
頻	しきりに	二十六	初	○	
暫	しばらく	二十九	二	○	
適	たまたま	十四	初	△	
輒	たやすく	三十	(初)	△	

前田本になく、黒川本によつたため、合点の有無が知り得ないことを示している)  
「忝」、「輒」などの( )印は、品詞の異なる形容詞、カタジケナシ、タマスシの場合を参照したことを示す。

常	つねに	二十六	初	△
具	つぶさに	三十一	初	△
鎮	とこしなへ	二十三	初	○
盍	なんぞ(ざらん)	三	二	△
俄	にはかに	三十一	初	○
甚	はなはだ	二十九	初	○
偏	ひとへに	二	×	単独
寔	まことに	一(七)	△	
皆	みな	三十	初	△
若	もし	後文	初	○
尤	もとも	四	初	○
專	もはら	一	初	○
漸	やうやく	十二	初	△

こうした傾向に外れるものもあるが、それらについては、先行文献の引用によるところが大きいのではないかと思われる。

なお、阿部博士は、「早」に「すみやかに」と付訓されている(第三、第九、第十一、第十三、第二十一、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九条、後文、など)。しかし、井上本に「早」(後文)と付訓があるように、これは「はやく」という副詞を

表記したものではなからうか。「色葉字類抄」では「早」は「はやく」の初掲字であり、「速」は「すみやかに」の初掲字であって、ともに合点も付されている。

「当」、「応」、「須」、「宜」、「忽」などについては後述する。

#### 本稿の結

古文書における言語研究の方法には、大きく二様がある。一は、特定の古文書(古文書群)を対象としてその言語学上の分析を行なうものであり、他の一は、特定の言語事象を視点として広い範囲の古文書を調査し、古文書の言語学的性格の分析を行なうものである。就中、前者の場合、近年は、全国的視野に立った、個別荘園の網羅的史料集が刊行されてきているから、特定の地方文書を対象とする方法も有意義である。また、古文書学に説く「様式論」に従い、「様式」毎に古文書を調査する方法も必要である。さらには、今回のように、単一文献を対象とする方法も重要である。研究の方法自体も、今後、いろいろな観点、立場から開き求めていかなければ

ならないであろう。

冒頭に述べたように、本稿は、古文書の基本的な表現方法の一端を求めようとするものである。そのため、特に類義字に注目したのであるが、紙数の都合で、今回は、その内の一部、「副詞、接続詞の類」について述べるにとどまった。以後には、統篇として「名詞の類」以下について述べなければならぬが、既に、今回において知り得たことがある。即ち、

古文書においても、一定の日本語（特に、和語）が一定の漢字によって表現されるといふ、顕著な傾向がある、

ということである。こうした傾向が、もし、他の古文書にも広く通じて認められるならば、古文書を「よむ」ことは随分と容易になるはずである。

本稿の展開として、少なくとも次の二つの課題がある。これを記して擧げとする。

1. 本稿で得た結果は、古文書全般において、どの程度の共通点をもつか、という問題。相異点の分析も必要であり、これには古文書の「様式論」の導入が必須となる。就中、太政官符の用字法には問題も少なくない。

2. 次に、既に公表されている、日記類や上代文献、「将門記」や「高山寺本古往来」などの和化漢文における、また、「今昔物語集」等における考察結果との比較の問題。

付記

阿部猛博士の御著書「尾張国解文の研究」には多大の恩恵を蒙り、また、小林芳規先生には、御多忙中にもかかわらず、本稿の御閲誦を賜り、御指導をいただいた。記して厚く御礼申し上げます。

なお、引用したり言及したりすべき先学の説も多々あるうかと思ふが、今は紙面もないので、本稿の展開（他との比較、検討）の段階において補つていきたい。

（昭和五十四年二月七日）